

島根県がん対策推進条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">島根県がん対策推進条例</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> { <div style="display: inline-block; text-align: left; vertical-align: middle;"> <p>平成18年9月29日</p> <p>島根県条例第48号</p> </div> } </div> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 2em;">(県の責務)</p> <p>第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。）、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）<u>第12条第1項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。</p> <p>第3条～第14条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 2em;">(県の責務)</p> <p>第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。）、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）<u>第11条第1項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。</p> <p>第3条～第14条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則 〔略〕</p>